

裁定倫理委員会規程

第 1 節 総 則

第 1 条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第10条第 2 項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）裁定倫理委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第 2 条〔組織および委員〕

- (1) 裁定倫理委員会は、委員長、4 名以内の裁定委員および 2 名の人権倫理委員をもって組織する。なお、裁定委員と人権倫理委員の兼務を妨げない。
- (2) 委員長は、裁定倫理委員会を代表し、議事その他の会務を主宰するものとし、法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授またはそれに準ずる者）でなければならない。
- (3) 委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 人権倫理委員は、前項の資格に加え、人権、倫理、コンプライアンス、ハラスメント防止、またはそれらに関連する分野について、専門的知見、実務経験、またはこれに準ずる能力を有する者とする。なお、人権倫理委員は、その職務の独立性および中立性を確保できる者でなければならない。
- (5) 委員長および委員は、Ｊリーグの役職員、規律委員会の委員長もしくは委員またはＪクラブの役職員を兼ねることができない。
- (6) 委員長および委員は、チェアマンが、理事会の同意を得て任命する。
- (7) 委員長および委員は、非常勤とする。

第 3 条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は 2 年とし、再任することができる。ただし、委員長の任期は通算 4 期までとする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条〔会議および議決〕

- (1) 裁定倫理委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 裁定倫理委員会は、委員長および委員の過半数の出席をもって開くことができる。ただし、人権倫理委員 1 名以上の出席を必須とする。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (3) 裁定倫理委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する

第5条〔審理の非公開〕

裁定倫理委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定倫理委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第6条〔言語〕

- (1) 裁定倫理委員会の手続および書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- (2) 当事者等が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第2節 紛争解決

第7条〔申立手続き〕

- (1) Jリーグ規約第129条の定めに従い、チェアマンの決定を求めるJリーグ関係者（以下「申立人」という）は、裁定倫理委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
 - ① 裁定申立書
 - ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
 - ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 裁定の申立の趣旨
 - ④ 裁定の申立の理由および立証方法
- (3) 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立人は申立と同時にJリーグに当該手数料を納付しなければならない。

第8条〔申立の受理および通知〕

- (1) 裁定倫理委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (2) 前項の通知には、裁定申立書1部および前条第1項第2号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。

第9条〔答 弁〕

- (1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定倫理委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
 - ① 答弁書
 - ② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し

- ③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- (2) 前項第 1 号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 答弁の趣旨
 - ④ 答弁の理由および立証方法
- (3) 裁定倫理委員会は、前 2 項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (4) 前項の通知には、答弁書 1 部および前項第 2 号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。
- (5) 裁定倫理委員会は、第 1 項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第 10 条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き 3 部（原本を提出するときは、その写しを含めて 3 部）とする。ただし、当事者が 3 名以上のときは、当事者 1 名につき 1 部増加する。

第 11 条〔申立内容の変更〕

申立人は、裁定倫理委員会から被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定倫理委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第 12 条〔代理人〕

弁護士および裁定倫理委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

第 13 条〔審理または調査のための権限等〕

裁定倫理委員会は、申立の審理のために必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求めまたは資料の提出を命じることができる。

第 14 条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第 15 条〔裁 定〕

- (1) 裁定倫理委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人があるときは、その氏名および住所
 - ③ 主文（裁定倫理委員会の判断の結論）

- ④ 判断の理由
- ⑤ 裁定書の作成年月日
- (2) 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第 16 条〔和 解〕

- (1) 申立後当事者が和解した場合において、裁定倫理委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- (2) 前項の書面には、前条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 5 号ならびに第 2 項に定める事項を記載するものとする。

第 3 節 諮問手続

第 17 条〔諮問手続〕

- (1) 裁定倫理委員会は、諮問を受けたときは、すみやかに審議を行い、答申をする。なお、Ｊリーグ規約第134条第5項に基づき理事会が懲罰の決定をする場合は、本節中「チェアマン」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。
- (2) 前項の審議は、第 4 条の定めにかかわらず、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。また、緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとする。

第 18 条〔事情聴取〕

裁定倫理委員会は、諮問手続に際し委員長が必要と判断した場合、自らまたは裁定倫理委員会の指定する者により、当事者等に対して事情聴取を行うことができる。

第 19 条〔答 申〕

- (1) 裁定倫理委員会は、チェアマン又は理事会からの懲罰案に関する審議の結果について、書面または電磁的方法により答申書を作成し、チェアマンに通知する。なお、答申書には、懲罰の内容および判断の理由が含まれているものとする。
- (2) 裁定倫理委員会は、Ｊリーグ規約第134条第2項または第3項に定める違反行為について、チェアマンとの利益相反が疑われるなど、チェアマンによる懲罰が不相当と解される合理的な理由がある場合、懲罰の内容について、理事会が決定するよう決議することができる。この場合、前項に基づくチェアマンへの答申書の提出は不要とする。

第 4 節 職権による調査等

第 20 条〔職権による調査等〕

- (1) 裁定倫理委員会は、Ｊリーグに関連して発生した人権侵害事案について、調査し、審議することができるものとする。

- (2) 裁定倫理委員会は、前項の調査、審議の結果、人権侵害があったと認められた場合、チェアマンに報告するものとする。
- (3) 裁定倫理委員会は、前項の場合において、当該事案について、チェアマンとの利益相反が疑われるなど、チェアマンによる懲罰が不相当と解される合理的な理由がある場合、懲罰の内容について、理事会が決定するよう決議することができる。この場合、前項の報告は、理事会に対して行うものものとする。

第 4 節 附 則

第 21 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 22 条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2019年1月24日

2020年1月30日

2022年1月1日

2026年2月1日

〔附 則〕

- (1) 第3条第1項ただし書きの規定は、2022年における委員長を選任においては適用しない。
- (2) 第3条（委員の任期）の規定にかかわらず、2026年2月1日から始まる委員の任期は2027年6月30日までとする。なお、本附則（2）は、2026年2月1日から始まる委員の任期の任期終了後これを削除する。